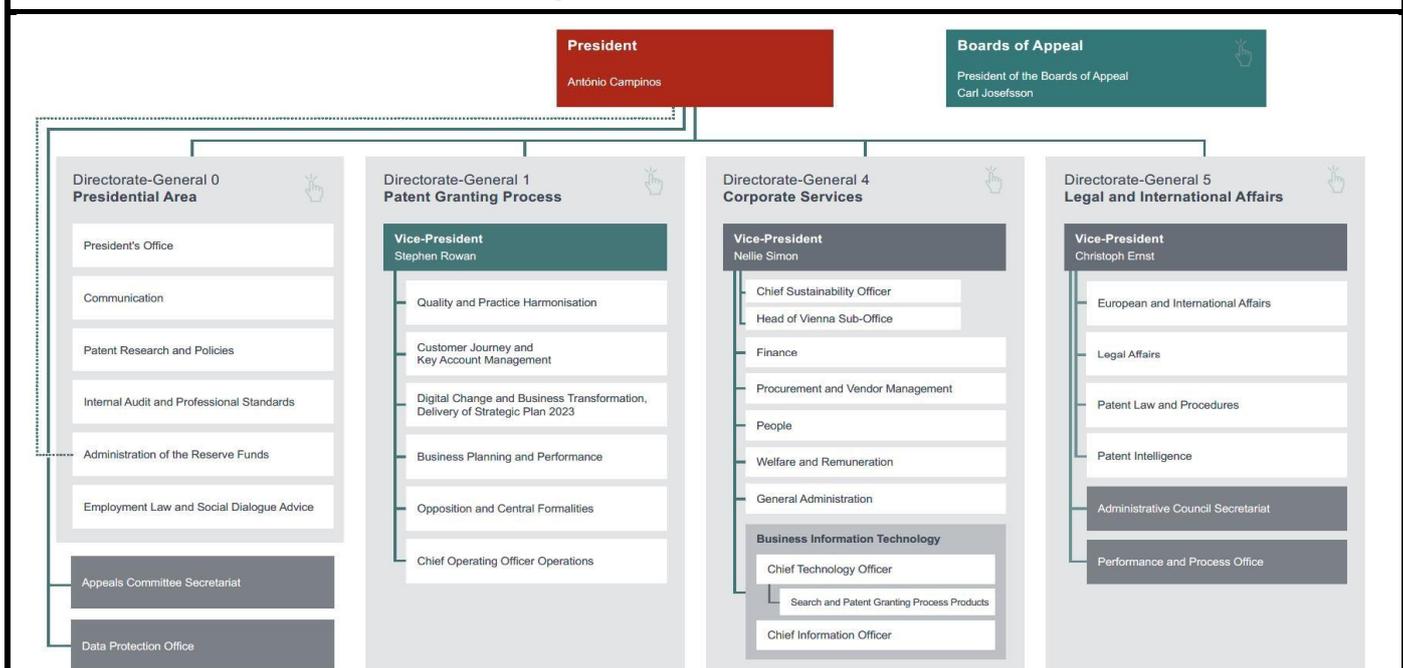


②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)				
③所在地	Erhardtstrasse 27 80331 Munich, Germany				
④連絡先	(電話) (E-mail)	(49 89) 2399 0 support@epo.org	(FAX) (internet)	(49 89) 2399 4465 www.epo.org	
⑤組織の長	President: Mr. António Campinos				
⑥沿革	<p>(1) 1958 年: 欧州特許の構想(欧州特許と欧州共同体特許の起源)</p> <p>(2) 1963 年: ストラスブルグ協定(EPC 中での特許性に関する協定)</p> <p>(3) 1973 年: ミュンヘン協定(EPC に関する)署名</p> <p>(4) 1977 年: ミュンヘン協定の発足</p> <p>(5) 1978 年、1991 年、1995 年、1996 年、1998 年にそれぞれ改定が行なわれた。</p> <p>(6) 2000 年: 外交会議により改定、暫定的に適用された。</p> <p>(7) 2002 年、2005 年: 改定が行われた。</p> <p>(8) 2012 年: 単一効特許欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012 導入</p> <p>(9) 2013 年: 統一特許裁判所協定(UPCA)署名</p> <p>(10) 2020 年 2 月 1 日: 英、EU 連合を離脱し、単一効特許に不参加。EPO は EU 機関ではなく、英は引き続き参加。</p> <p>(11) 2023 年 6 月: UPCA が参加国 17(独仏伊ベネルックス等が参加、スペインは不参加)で発効</p>				
⑦所管	特許				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1980/11/26				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
					1961/4/8
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

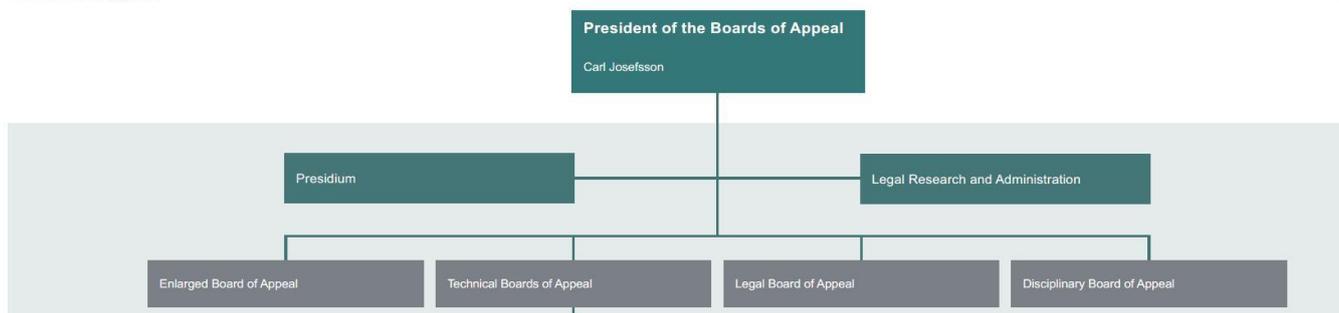
②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	180,340	188,778	193,610	199,429
		(内 域外国出願)				
		(内 日本から)	21,906	21,591	21,577	21,525
		(内 PCT ルート)	106,853	115,103	120,634	122,700
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	133,705	108,799	81,086	104,609
		(内 域外国出願)				
		(内 日本から)	20,235	15,395	10,932	13,416
		(内 PCT ルート)	86,001	69,232	51,129	65,865
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織



<組織図>

Boards of Appeal



出典:

[https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/6EABDFDADCF2366AC12580E5004431B9/\\$File/structure_of_the_epo_en.pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/6EABDFDADCF2366AC12580E5004431B9/$File/structure_of_the_epo_en.pdf)

②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州特許条約(EPC: European Patent Convention)2020 年 11 月第 17 版 ・欧州特許条約規則 2021 年 12 月 14 改正、2022 年 11 月 1 日施行 ・単一効特許欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012、2012 年 12 月 17 日 公布 ・統一特許裁判所協定(UPCA: Agreement on Unified Patent Court)2023 年 6 月 1 日発効
	③地理的効力の範囲	<p>(1) 欧州特許(EP: European Patent)</p> <p>(a) EPC 加盟国:2022 年 10 月 1 日 モンテネグロ 39 番目加盟 アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、キプロス、チェコ、スロバキア、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、モナコ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ラトビア、マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、サン・マリノ、トルコ、セルビア、モンテネグロ</p> <p>(b) 拡張国:2023 年 4 月 1 日現在 1 ボスニア・ヘルセゴビナ</p> <p>(c) 認証国:2023 年 4 月 1 日現在 4 カンボジア、モロッコ、モルドバ、チュニジア</p> <p>(2) 単一効特許(UP:Unitary Patent) * 備考参照</p> <p>(a) 参加国(統一裁判所協定(UPC)2023 年 6 月 1 日に発効する EU 加盟国): 17 オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア</p> <p>(b) 未参加国:UPC 署名済だが 2023 年 6 月 1 日に未発効の EU 加盟国: 8 キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ポーランド、ルーマニア、スロバキア</p>
	④他国制度との関係	EP: 有効化(Validation)を指定したEPC加盟国、拡張国、認証国に効力が及ぶ。 UP: EPO に UP を指定すれば、指定時の UPC 全批准国に効力が及ぶ。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(EPC 第 60 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。締約国内に居所又は事業所を有しない出願人は、EPO が保管する代理人リストに氏名が掲載されている職業代理人を選任しなければならない。(EPC 第 133 条(2))
	⑦出願言語	ドイツ語、フランス語、英語。 (EPC 第 14 条) ドイツ語、フランス語、英語以外の全 EPC 締約国の国語は、3 月以内に翻訳の提出が必要(優先日があるときは優先日から 13 月以内)である。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 (EPC 第 63 条) 医薬品及び農薬などは「補充的保護証明書」を申請することにより、最大 5 年間の存続期間の延長を認められる場合がある。 (医薬品の補充的保護証明書に関する欧州議会及び理事会規則(EU)469/2009 第 13 条) (植物保護製品の補足的保護証明書に関する欧州議会及び理事会規則(EC)1610/96 第 13 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。(口頭による公開も含む)(EPC 第 54 条)

②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)	
特許制度	⑩グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から 6 月。 (1) 出願人又は前権利者に対する明らかな濫用による発明の開示 (2) 公の又は公認の国際博覧会における発明の展示による開示 (EPC 第 55 条)
	⑪非特許対象	(1) 発見及び科学理論と数学的方法 (特許条約第 52 条(2)、第 53 条) (2) 美観的創造物 (3) 知的創造、遊戯、経済活動の分野における計画、原則及び方法 (4) 電算機のプログラム (5) 情報提示 (以上、EPC 第 52 条(2)) (6) 公序良俗に反する発明 (7) 人体や動物体の手術、治療、診断の各法 (8) 植物品種や動物種 (9) 本質的に生物学的(微生物を除く)な植物や動物の取得方法 (以上、EPC 第 53 条) (10) 産業上利用可能でない発明 (EPC 第 52 条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査官は、EPC に定める要件(発明の該当性、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、発明の単一性など)を審査する。 (EPC 第 52 条～第 57、第 82 条、第 94 条) 発明の新規性及び進歩性は、欧州調査報告書に言及される (EPC 施行規則 61、65) 当該報告に添える見解書において、EPO は出願人に意見を述べる機会を与え、適切な場合、期限内に補正を求めることができる。求めに応じず意見も述べない場合、出願は、取り下げられたものとみなされる。 (EPC 施行規則 70a) EPO は、出願人に、当該出願に係る発明に関する国内特許手続又は広域特許手続で考慮された先行技術情報の提出を求めることができる。この求めに応じなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなす。(EPC 第 124 条(2))
	⑬審査請求制度の有無	有。欧州調査報告書の公開日から 6 月以内。(EPC 第 94 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。「ペース(PACE)」と呼ばれる欧州特許出願の早期手続きプログラムがある。このペースに基づく条件を充足すると、審査手続の期間が大幅に短縮される。このペースには(A)早期調査と(B)早期審査があり、このペースの利用により、審査手続の期間を短縮できる。 (A)早期調査:(a)優先権が主張されていない欧州特許出願(第 1 出願)に関して、EPO は出願日から 6 月以内に出願人が調査報告書を手に入れるように保証する。(b)優先権が主張されている欧州特許出願に関して、出願時に書面で早期調査を請求することにより、EPO は早期の調査報告書の発行に努める。 (B)早期審査:(a)早期審査は、何時でも書面により請求できる。(b)早期審査請求が行われた場合、EPO は審査部による出願の受領又は早期審査請求の受領の何れか遅い方から 3 月以内に最初の審査通知を発行するように努める。(c)その後、指定の期間内に回答書を受領し回答書が指摘の全事項に回答していれば出願人の回答の受領から 3 月以内に発行される。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 月経過後。(EPC 第 93 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。特許付与告示の公表から 9 月以内に何人も EPO に異議を申し立てることができる。(EPC 第 99 条)
	⑰無効審判制度の有無	無。(各国で有効化される欧州特許は、EPO が特許付与までしか関与しないため、登録後の無効手続は各国法に委ねられている。) * 1:UPCA 発効後の無効手続については備考 * 1 参照

②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)																																									
特許制度	⑱実施義務	無。(実施義務については各国法に委ねられている。)																																								
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 2024.4.1 施行</p> <p>出願料 135 EUR(電子出願、明細書 35 頁まで) 285 EUR(書面出願、明細書 35 頁まで)</p> <p>出願料付加分(電子出願、書面出願ともに 35 頁超の各頁につき加算料) 17 EUR</p> <p>クレーム料 16~50 項目まで 275 EUR 50 項目超のクレーム 685 EUR</p> <p>調査料 1,520 EUR 指定料 685 EUR(全指定とみなす) 審査請求料 1,915 EUR 特許付与 1,080 EUR 超過頁加算料 18 EUR/頁</p> <p>[特許出願維持の掛かる費用] 維持料(EPOに継続している間(登録までの間)必要となる)</p> <table border="0"> <tr> <td>3 年次</td> <td>690 EUR</td> <td>7 年次</td> <td>1,465 EUR</td> </tr> <tr> <td>4 年次</td> <td>845 EUR</td> <td>8 年次</td> <td>1,620 EUR</td> </tr> <tr> <td>5 年次</td> <td>1,155 EUR</td> <td>9 年次</td> <td>1,495 EUR</td> </tr> <tr> <td>6 年次</td> <td>1,310 EUR</td> <td>10 年次以降</td> <td>1,775 EUR(毎年)</td> </tr> </table>	3 年次	690 EUR	7 年次	1,465 EUR	4 年次	845 EUR	8 年次	1,620 EUR	5 年次	1,155 EUR	9 年次	1,495 EUR	6 年次	1,310 EUR	10 年次以降	1,775 EUR(毎年)																								
3 年次	690 EUR	7 年次	1,465 EUR																																							
4 年次	845 EUR	8 年次	1,620 EUR																																							
5 年次	1,155 EUR	9 年次	1,495 EUR																																							
6 年次	1,310 EUR	10 年次以降	1,775 EUR(毎年)																																							
	⑲費用単位 EUR (ユーロ)	<p>[UPCA 非加盟国の登録維持年金] 有効化された国における規定に委ねられている。</p> <p>[単一効特許の登録維持年金]2025.01 時点</p> <table border="0"> <tr> <td>2 年次</td> <td>35 EUR</td> <td>12 年次</td> <td>1,775 EUR</td> </tr> <tr> <td>3 年次</td> <td>105 EUR</td> <td>13 年次</td> <td>2,105 EUR</td> </tr> <tr> <td>4 年次</td> <td>145 EUR</td> <td>14 年次</td> <td>2,455 EUR</td> </tr> <tr> <td>5 年次</td> <td>315 EUR</td> <td>15 年次</td> <td>2,830 EUR</td> </tr> <tr> <td>6 年次</td> <td>475 EUR</td> <td>16 年次</td> <td>3,240 EUR</td> </tr> <tr> <td>7 年次</td> <td>630 EUR</td> <td>17 年次</td> <td>3,640 EUR</td> </tr> <tr> <td>8 年次</td> <td>815 EUR</td> <td>18 年次</td> <td>4,055 EUR</td> </tr> <tr> <td>9 年次</td> <td>990 EUR</td> <td>19 年次</td> <td>4,455 EUR</td> </tr> <tr> <td>10 年次</td> <td>1,175 EUR</td> <td>20 年次</td> <td>4,855 EUR</td> </tr> <tr> <td>11 年次</td> <td>1,460 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2 年次	35 EUR	12 年次	1,775 EUR	3 年次	105 EUR	13 年次	2,105 EUR	4 年次	145 EUR	14 年次	2,455 EUR	5 年次	315 EUR	15 年次	2,830 EUR	6 年次	475 EUR	16 年次	3,240 EUR	7 年次	630 EUR	17 年次	3,640 EUR	8 年次	815 EUR	18 年次	4,055 EUR	9 年次	990 EUR	19 年次	4,455 EUR	10 年次	1,175 EUR	20 年次	4,855 EUR	11 年次	1,460 EUR		
2 年次	35 EUR	12 年次	1,775 EUR																																							
3 年次	105 EUR	13 年次	2,105 EUR																																							
4 年次	145 EUR	14 年次	2,455 EUR																																							
5 年次	315 EUR	15 年次	2,830 EUR																																							
6 年次	475 EUR	16 年次	3,240 EUR																																							
7 年次	630 EUR	17 年次	3,640 EUR																																							
8 年次	815 EUR	18 年次	4,055 EUR																																							
9 年次	990 EUR	19 年次	4,455 EUR																																							
10 年次	1,175 EUR	20 年次	4,855 EUR																																							
11 年次	1,460 EUR																																									
	⑳料金減免措置の有無 ㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	<p>有。英語, フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する者並びに外国に居住する締約国の国民は, 締約国の言語によって特許出願又は審査請求する場合, 手数料は 30%減額。EPO が国際予備審査報告書を作成した場合, 審査手数料は 75%減額。(EPO 施行規則 6、EPO 手数料に関する規則 14)</p> <p>有。国際出願が一定の条件を満たす国(主に発展途上国)の国民によりなされたときは、要求により PCT 国際出願の調査料及び国際出願の予備審査手数料の 75%が減額。 (EPO 施行規則 6、EPO 手数料に関する規則 14)</p>																																								

②名称	欧州特許庁 (EP) European Patent Office (EPO)	
特許制度	備考 *1	<p>UPCA 発効後の無効手続について</p> <p>(1) 単一効特許 (UP) を有効化した場合</p> <p>(a) UP の無効手続は、UPC の「中央部」に対して出訴する。 (UPCA 第 32 条、第 33 条(4))</p> <p>(b) 侵害訴訟に伴う UP の無効手続(反訴)は、当該侵害訴訟を受理した UPC の「地方部」又は「地域部」に対し出訴することができる。 (UPCA 第 32 条、第 33 条(3))</p> <p>(c) 尚、UPCA 非参加国には UP はなく、有効化して欧州特許(EP)の手続を行う。</p> <p>(2) 移行期間中にオプトアウトしなかった場合</p> <p>(a) UPCA 参加国では UP であり、UPC での(1)の手続又は各国の裁判所手続のいずれか一方の手続を選ぶ。(1)を選べば UPCA 全参加国に効力が及ぶ。</p> <p>(b) UPCA 非参加国の場合、UP はなく、有効化して EP の手続を行う。</p> <p>(3) 移行期間後に単一効を有効化しなかった EP の場合</p> <p>(a) UPCA 参加国は有効化した国の EP だが、無効手続は UPC のみで取り扱う。</p> <p>(b) UPCA 非参加国では、有効化して EP の手続を行う。</p> <p>(4) 移行期間中にオプトアウトした EP の場合、有効化した国の規定に委ねられる。</p> <p>(5) (EU 及び/又は EPC 加盟国か否かに拘わらず) UPCA に参加しない国 有効化した国の規定に委ねられる。 UPC の判決効力は UPCA 参加国全てに及ぶ。</p>